ダイヤモンドシティ・プロジェクト推進事業業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、ダイヤモンドシティ・プロジェクト推進事業業務について、当該業務の内容 に最も適した業者を選定するために、公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な 事項を定めるものとする。

2 業務名

ダイヤモンドシティ・プロジェクト推進事業業務委託

3 業務内容

地域の資産と魅力、課題を掘り起こし、小美玉市(以下「市」という。)への興味関心を高めながら移住・定住推進や交流人口、関係人口の増加を図るため、以下の事業を行う。

(1) 実施内容

- ① 地域おこし協力隊活用のため、地域における様々な課題やニーズを掘り起こす調査を行う。
- ② 次年度の地域おこし協力隊募集に向けて、応募者が安心して応募できる募集要項案等の作成支援を行う。
- ③ 次年度に予定する総合戦略改訂の参考となるよう、①の調査で得られた地域課題の整理を行う。

(2) その他の事項について

- ①本業務委託には本事業の報告書の作成を含む。
- ②具体的な内容については、受託者より提出された企画提案書を踏まえ、市と受 託者が協議の上決定するものとする。
- ③イベントを行う場合の開催場所については、市内を基本とし、市内公共施設の確保、設定等は市が行い、その他の場合の会場の確保、設定等は受託者が行うこと。

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月25日まで

5. 提案(見積)限度額

7,480,000円(消費税含む)。なお、左記の限度額は本事業の予算限度額であり、これを超える提案に関しては認めないものとする。

- 6 プロポーザル参加申込に伴う提出書類、申込先、申込方法
 - (1)公募に関する要領の交付

①交付期間:令和5年7月18日(火)午前9時から

令和5年7月28日(金)午後5時まで

②交付方法:市ウェブサイトからダウンロードする。

(2)提出書類

プロポーザル参加申込書(様式第1号)

(3) 申込先

小美玉市市長公室政策企画課

- (4) 申込方法
 - ①申込期限:令和5年7月28日(金)午後5時必着
 - ②提出方法:電子メールに限る。なお、電子メール送信後、電話により到達を確認すること。

③受理通知:期限内受理に限り、提出者に対してメールにて通知する。

(5)参加資格

次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

① 小美玉市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

プロポーザル参加申込時点において、小美玉市競争入札参加資格を持たない者については、プロポーザル参加申込書に加え「令和3・4・5年度 入札参加資格審査申請書提出要領(物品購入・役務提供等)」に従い、「物品調達等入札参加資格審査申請書(市指定様式)」のほか、「提出書類一覧表(物品購入・役務提供等)」に掲げる書類を提出すること。

- ②次のいずれかに該当しない者
 - ・契約を締結する能力を有しない者及び破産者で申請の前日まで復権を得な い者
 - ・市の入札または契約に関し、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。 以下「令」という。)第 167 条の4第2項(令第 167 条の11 第1項に おいて準用する場合を含む。)の規定に基づく入札参加制限を受けた者で、 当該事実の後2年を経過しない者
 - ・審査基準日現在で、営業に関し法律上必要とする許可、認可又は登録を受 けていない者
 - ・銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全であると認められた者
 - ・入札参加資格審査に係る申請書等において重要な事項について虚偽の記載 をし、又は重要な事実について記載しなかった者
 - ・納付すべき税(市町村税、県税、法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税)を滞納している者
 - ・協業組合又は事業共同組合にあっては、入札に参加しようとする業種について組合の定款に共同受注の定めがない者
 - ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有 する者
 - ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- 7 提案書の内容及び様式、提出方法、提出期限及び提出先
 - (1) 企画提案審査に伴う提出書類
 - ・提案書(様式第6号) 添付資料含む

PDF 形式

·業務見積書(様式第8号)

PDF 形式

(2) 提案書の内容および様式

本要領第3の規定を十分に考慮し、事業実施の内容、方法等について可能な限り 具体的な内容を記載すること。なお、提案書に添付する書類についての様式は問 わない。

(3) 提出期限及び提出先

①提出期限:令和5年8月17日(木)午後5時必着

②提出先:申込先に同じ。

③提出方法:電子メールに限る。なお、電子メール送信後、電話により到達を確認 すること。

④受理通知:期限内受理に限り、提出者に対しメールにて通知する。

(4)記入上の注意事項

提案書については、以下の点に留意した上で作成すること。

① 事業計画案

本要領第3の業務内容に記載した事項を踏まえ、事業実施の内容、方法等について可能な限り具体的な内容を記載すること。

②実施体制

実施に伴う作業スケジュールや実施体制について、業務区分ごとに可能な限り明確な設定および記載をすること。

- ③ダイヤモンドシティ・プロジェクト推進事業業務委託に係る費用見積額 企画提案内容に沿って、積算基礎が明確な経費見積額(消費税等を含む)を記載 すること。
- ④ページ数等

提案書に添付する書類については、A 4 サイズ、表紙と目次を除き 10 ページ 以内とすること。

⑤提案書に添付する書類には社名を一切記載しないで提出すること。

(5) その他

- ①提案書は1者1提案までとする。
- ②提案書を受理した後の追加及び修正は認めないものとする。ただし、市が補正等 を求める場合はこの限りではない。
- ③提案書の提出後、プロポーザルの参加を辞退する場合、プロポーザル参加辞退届 (様式第2号)を提出すること。
- ④メールの添付ファイルは10MB までとする。なお、10MB を超える場合は、大容量ファイル送信サービス(ギガファイル便、ファイアストレージ等)を用いること。ただし、オンラインストレージ(ダウンロード側がログイン必須なサービス)はセキュリティ上対応不可のため注意すること。

8 審査方法、項目及び審査基準

(1)審査方法

- ①本要領第8(2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優 秀提案者を選定する。但し、最高点の者が複数名でた場合は、提案金額が安価な 者を最優秀提案者に選定し、提案金額も同一であった場合には、審査委員会の合 議によってこれを決定するものとする。
- ②特別の理由がない場合は最優秀提案者に優先交渉権を付与し、契約交渉を行うも のとする。

(2)審査基準

	審査項目	審査観点
1	事業内容の趣旨の理解	・市の現状及び本事業の趣旨をよく理解し、有効的な 事業の提案がなされているか。
2	提案事業の独自性	・本要領の留意点をおさえた上で、独自性のある創意 工夫のなされた提案がなされているか。
3	事業の持続性と波及効果	・期間後も継続性があり、波及効果が期待できる提案 がなされているか。
4	事業の実施スケジュール	・事業を円滑に進める上で、無理のない実効性のある 実施スケジュールが提案されているか。
5	事業実績	・過去に同種又は類似業務を実施した実績が認められるか。
6	事業実施体制	・業務実施体制について、現実的かつ明確な記述がな され、また企画提案を円滑に進める上で必要な技術や 経験等を持つ人材を確保できているか。 ・市に過度な業務負担を与える提案となってはいない か。
7	事業コスト	・「ダイヤモンドシティ・プロジェクト推進事業業 務」を実施する場合に掛かる必要経費の内容は妥当な ものであるか。

(3) プレゼンテーションの実施

事前に送付された提案書類に基づき、プレゼンテーションを以下のとおり実施する。

① 開催日時・場所

日時:令和5年8月22日(火)

参加者ごとの参集時間については、別途個別に通知する。

場所:小美玉市役所 2階 政策会議室

②提案内容の説明

参加者の企画提案内容のプレゼンテーション:20 分以内

審査委員による質疑応答:10 分程度

③出席者

3名以内(ただし、事業実施における責任者は必ず出席すること)

4) その他

企画提案の際に、プロジェクターを使用する場合、パソコンは参加者が用意する こと。スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。

(使用プロジェクター: EPSON LCD PROJECTOR EB-1785W)

都合により、プレゼンテーション実施日程等の変更を行う場合がある。

(4)審査結果

後日、速やかに企画提案参加者全員に文書等により通知する。

9 実施スケジュール

実施スケジュールは、以下のとおりとする。但し、各項目の日程については、選定委員の 都合等に合わせて適宜調整できるものとする。

日程	項目
令和5年7月18日(火)	公告
令和5年7月28日(金)	説明書交付及び参加申込書提出期限
令和5年8月7日(月)	質問書提出期限 (午後5時まで)
令和5年8月17日(木)	提案書提出期限
令和5年8月22日(火)~8月24日(木)	提案審査及び審査結果通知
令和5年8月25日(金)~8月29日(火)	最優秀提案者と契約交渉

10 質問等の受付

- (1) 本業務及び要領に関する質問については、令和5年8月7日(月)午後5時まで、 担当部局にて文書及びメールにより受け付ける。
- (2) 質問をする際は、市指定の質問書(様式第9号)を使用すること。
- (3)回答は質問者には個別に文書あるいはメールにより通知するほか、市ホームページ上にも掲載する。

11 担当部局

小美玉市役所市長公室政策企画課

〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835

TEL:0299-48-1111 (内線 1233)

E-mail: kikaku@city.omitama.lg.jp

12 その他留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨:日本語及び日本円
- (2)契約書作成の要否:要
- (3) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された提案書は返却しないものとする。
- (4) 本業務の実施にあたって、市と十分な調整を行うこととする。
- (5) 本事業を円滑に遂行するため、市は受託者に対して、業務の進捗状況についての報告を必要に応じて求めることができるものとする。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効にするとともに、不利益処分を 行うことがある。
- (7) 提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案内容はテーマ やデザイン、実施方法などの修正をする場合がある。

また、委託金額については、採用決定後に見積もり合わせにより別途決定するものとする。

- (8) この要領に定める事項についての疑義が発生した場合、またはこの要領に定めのない事項については、必要に応じて市と受託者協議の上、別途定めるものとする。 ただし、両者の協議で決定ができない場合には、受託者は市の指示に従う事とする。
- (9) 本業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべてにおいて市に帰属する。また、受託者は著作者人格権を行使しないこととする。